

文化観光拠点施設を中核とした地域における 文化観光の推進に関する法律 (令和2年4月17日法律第18号)

権 奇 法

1. はじめに

近年、文化財及び文化芸術資源を観光資源として活用しようとする動きが活発化されている。これらの動きは単に政策として進められるだけでなく、法律の制定及び改正にもつながっている。例えば、2017年の文化芸術基本法の改正においては、文化芸術施策の基本理念について、文化芸術そのものの振興にとどまらず、「観光、まちづくり、国際交流等を取り込み、それら関連分野における施策との有機的な連携を図る」⁽¹⁾こととされた。また、同年の文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正⁽²⁾においては、文化財保護行政の所管を、条例を定めることによって教育委員会から首長部局へ移すことを可能にしたが（地教行法第23条第1項）、その主たる目的は、文化財の観光資源としての活用を容易にするためのものであったといえることができる。この文化財保護法の改正については、「これからは活用の時代だということを法的に示す大きな一歩だ。新しい仕事生まれる可能性もある」⁽³⁾と肯定的に評価する者もいる。しかし、当然ながら、文化財を観光資源として活用するということは、観光資源として価値のある文化財を取捨選択することにつながり、従前の保護に重点を置いた施策から大きく逸脱するものであり、文化財保護の観点がおろそかにされかねないとの批判もある。いずれにせよ、従来の「保

(1) 文化芸術基本法（文化芸術振興基本法の改正により法律名変更）第2条第10項。

(2) 同法律案の改正の経緯と意義については、上林陽治「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成30年6月8日法律第42号）」地方自治関連立法動向 第6集（地方自治総合研究所、2019年5月）275頁以下を参照。（<http://jichisoken.jp/publication/researchpaper/128/index.html>）

(3) 「文化財保護法改正で活用に転換—未指定・未登録の歴史的建造物を消滅から救う」NIKKEI ARCHITECTURE 2018年5月24日。

護行政」から「活用しながら保存」へと大きくかじを切るものであったことは否定できないだろう。

2020年4月10日、第201回国会において成立した「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（同年4月17日公布法律第18号、同年5月1日施行。以下「本法」）」も上記のような流れに沿った内容の法律であり、ある意味では、文化財の観光資源化のための仕組みの完成形を創出するものともいうことができる。

本法は、文化の振興を、観光の振興と地域の活性化につなげ、これによる経済効果が文化の振興に再投資される好循環を創出することを目的としている。そのためには、これまで連携が進んでこなかった地域の観光関係事業者等と連携することによって、来訪者が学びを深められるよう、歴史的・文化的背景やストーリー性を考慮した文化資源の魅力の解説・紹介を行うとともに、来訪者を惹きつけるよう、積極的な情報発信、交通アクセスの向上、多言語・Wi-Fi・キャッシュレスの整備を行うなど、文化施設そのものの機能強化とともに、地域一体となった取組を進めていくことが必要とされている。さらに、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控え、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進が重要な課題となっていた。本法は、文化観光の推進のため、主務大臣（文部科学大臣及び国土交通大臣）による基本方針の策定、拠点計画及び地域計画の認定、そしてこれらの認定を受けた計画に基づく事業に対する特別の措置等について定めるものである。

以下では、まず、本法案提出に至る経緯を確認したうえで、法律の内容と国会における審議内容を整理し、最後に、地方公共団体への影響と課題について述べることとする。

2. 法案提出の背景と経緯

（1）観光立国の推進

観光立国推進基本法（平成18年法律第117号）は、観光を、地域経済の活性化、雇用の機会の増大等国民経済の発展に寄与するとともに、国民生活の安定向上に貢献するものであることに加え、国際相互理解を増進するもの（同法前文）として位置付けており、政府において、観光立国の実現に向けた取組が行われてきた。政府は、訪日外国人旅行者数を「2020年に4,000万人、2030年に6,000万人」とすることを掲げてお

り⁽⁴⁾、実際の訪日外国人旅行者数は、観光立国推進基本法が施行された2007年においては約835万人であったものが2019年には約3,188万人と4倍弱になっている⁽⁵⁾。

(2) 観光資源としての文化の利活用政策

近年、観光振興を通じた地域活性化の動きが活発化する中で、文化財を観光資源として積極的に利活用すべきとの考え方が強くなっていった。

- ・ 明日の日本を支える観光ビジョン構想会議『明日の日本を支える観光ビジョン——世界が訪れたい日本へ——』（平成28年3月策定）：文化財を、「保存優先」から観光客目線での「理解促進」、そして「活用」へという視点から、2020年までに、文化財を核とする観光拠点を全国で200整備、わかりやすい多言語解説など1,000事業を展開し、集中的に支援強化という施策を打ち出している⁽⁶⁾。
- ・ 観光立国推進基本法に基づく『観光立国推進基本計画』（平成29年3月閣議決定）：観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地域を形成するため、文化財等の保存・活用や文化財の観光資源としての魅力向上等に取り組むこととしている。さらに、「爆買い」とも呼ばれる訪日外国人旅行者の消費行動に代表される「モノ消費」から日本ならではの文化や自然等を体験・体感する「コト消費」への消費スタイルのシフト等への対応等が課題とされた。
- ・ 『文化芸術推進基本計画』（平成30年3月閣議決定）：文化芸術基本法に基づいた同計画において、文化財の積極的な保存・活用による地域振興や観光振興等を通じた社会的・経済的な価値を、文化財の継承や地域の維持発展に役立てる好循環を創り上げることとされた。
- ・ 内閣官房及び文化庁『文化経済戦略』（平成29年12月策定）：観光やまちづくり等への文化財の積極的な活用を促進するため、文化財を中核とする観光拠点の形成、史跡等の大型文化財の公開や活用の機能充実のための整備を促進するとともに、文化財を公開する際は、外国人旅行者や障害者を含めた多様な鑑賞者がより深く理解し、親しむことのできる機会の充実を図るべく、多言語や多様な方法による情報発

(4) 明日の日本を支える観光ビジョン構想会議『明日の日本を支える観光ビジョン——世界が訪れたい日本へ——』（平成28年3月）。

(5) 日本政府観光局（JNTO）資料。実際、2014年の観光立国推進閣僚会議においては、2020年に向けて訪日外国人旅行者数2,000万人を目指すとしていたが、すでに2016年の訪日外国人旅行者数が2,400万人を超えていた。

(6) 前掲・注(4)『明日の日本を支える観光ビジョン』。

信をはじめ、文化財の有する価値や背景情報等の丁寧な説明等の取組を推進していくこととした。

(3) 文化観光推進の拠点形成の取組み

- ・ 『文化経済戦略』：文化による国家ブランド戦略の構築と文化芸術産業の経済規模（文化GDP）の拡大に向けた取組の推進、地方創生の礎にするための文化芸術資源のより一層の活用の推進、また、文化芸術資源を活用した経済社会の活性化に果たす博物館・美術館の機能強化が必要である。
- ・ 「博物館クラスター形成支援事業⁽⁷⁾」：博物館が持つ専門的な機能を生かし、地域文化資源の面的・一体的整備に関する取組を展開する地域の博物館を中核とした文化クラスター形成のための予算措置事業を実施している。
- ・ 文部科学省設置法改正（平成30年10月）：博物館の更なる振興と行政の効率化を図るため⁽⁸⁾、これまで一部を文部科学省本省が所管していた博物館に関する事務を、文化庁が一括して所管することとなった。これを受け、文化庁文化審議会に博物館部会が設置され、博物館に係る総合的な検討が開始された。
- ・ 『経済財政運営と改革の基本方針2019』（令和元年6月閣議決定）：文化施設を拠点とした文化資源の好循環創出に民間や地方と連携して取り組むこととされた。

(4) 「文化施設を中心とした文化観光の在り方に関する検討会議」における検討

文化庁及び観光庁は、2020年のオリンピック・パラリンピック等を契機に、豊富で多様な観光資源の主要なものである文化の魅力を国内外に発信することは、文化及び

(7) 平成30年度から始まった事業であり、地域の文化財の魅力発信、地域振興、観光振興、多言語化による国際発信、ユニークベニュー（歴史的建造物、文化施設や公的空間等、特別感や地域特性を演出できる会場で会議・レセプションを開催すること）の促進など、美術館・歴史博物館を中核とした関係機関との連携による文化クラスター（文化集積地）創出に向けた地域文化資源の面的・一体的整備に関する取組を支援している。

(8) なお、地方公共団体においても、令和元年6月、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第9次地方分権一括法）により博物館法が改正され、公立博物館の所管を地方公共団体の教育委員会から首長部局に移管できることとなり、公立博物館とまちづくり・観光行政との総合的・一体的な取組を推進することができるようとなった。詳細については、上林陽治「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律～第9次一括法～（令和元年6月7日法律26号）」自治総研496号（地方自治総合研究所、2020年2月）81頁以下を参照。

観光の振興において非常に重要であるとして、両分野の有識者から構成される「文化施設を中心とした文化観光の在り方に関する検討会議」を設置し（令和元年11月）検討を行い、令和2年1月、「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進について（まとめ）～文化の振興と観光の振興で地域の活性化を図る仕組みづくり～」を取りまとめた。同まとめの概要は以下のとおりである。

まず、博物館（歴史、美術、自然科学等の多様な分野を含む）等の文化施設のうち、文化観光の推進に意欲があり、積極的に取り組む施設を「文化観光拠点施設」として、国から集中的な支援を講じるべきとしたうえで、当該施設を中核として、地方公共団体が総合的・一体的に文化観光を推進する「文化観光を推進する地域」を形成すべきとしている。

「文化観光拠点施設が目指すべき姿」として、魅力的な文化資源を有し、その魅力をわかりやすく解説・紹介することを通じ、文化観光に資するとともに、旅行業者、観光地域づくり法人（Destination Management / Marketing Organization:DMO）、観光協会等の文化観光推進事業者との連携により文化観光拠点施設の魅力づくりを行うとしている。具体的には、①コレクションやコンテンツの魅力向上、②分かりやすい解説・展示の工夫、③来訪者アクセスの向上、④飲食・買い物等を楽しむ工夫、⑤JNTOと観光推進事業者との連携による魅力発信、⑥必要な施設・設備の整備を行うとしている。

そして、「文化観光を推進する地域が目指すべき姿」として、地方公共団体と文化観光拠点施設が有機的に連携し、地域一体で文化観光の推進に取り組むとしている。具体的には、①来訪者の楽しむ機会の充実、②来訪者アクセスの向上、③商店街や飲食店等との連携、④情報提供の充実強化、⑤必要な施設・設備の整備、⑥地域住民との連携を行うとしている。

「文化観光拠点施設」及び「文化観光を推進する地域」の計画に対する国の支援措置について、①文化観光拠点施設の魅力向上、来訪者の利便性の向上のための予算措置、②企業版ふるさと納税の制度の活用、コレクションの充実を図るための税制上の措置、③交通アクセスの向上、オブジェ等の設置、登録文化財の提案権の付与などの手続の簡素化、④国立博物館等による助言やJNTOによる海外プロモーションなどの支援措置を挙げている。

以上のような経緯を経て、政府は令和2年2月7日、「文化観光拠点施設を中核とした

地域における文化観光の推進に関する法律案」を閣議決定し、国会に提出した。

3. 法律の概要

(1) 目的

本法は、地域の様々な文化資源を活用し、日本文化についての理解を深める機会を充実させ、これによって国内外からの観光客の来訪を促進することによって、文化振興→観光振興→地域活性化の好循環を生み出すことを目的としている（第1条）。

(2) 定義

1) 「文化観光」：有形又は無形の文化的所産その他の文化に関する資源（文化資源）の観覧、文化資源に関する体験活動その他の活動を通じて文化についての理解を深めることを目的とする観光（第2条第1項）

「文化観光」の概念については、平成24年3月に閣議決定された『観光立国推進基本計画』において、「日本の歴史、伝統といった文化的な要素に対する知的欲求を満たすことを目的とする観光」と位置付けられたが、本法において初めて法律レベルで定義されることとなった。本法における「文化観光」は、工芸品、彫刻、書跡、典籍、古文書、考古資料、歴史資料などの有形の文化的所産や、演劇、音楽、工芸技術などの無形の文化的所産のほか、風俗慣習、民俗芸能、民俗技術などを幅広く「文化資源」として捉えるとともに、これらの観覧にとどまらず、体験活動等を通じて文化についての理解を深めることまでを求めるところに特徴があるとする⁽⁹⁾。

2) 「文化観光拠点施設」：文化資源の保存及び活用を行う施設（文化資源保存活用施設）のうち、主務省令で定めるところにより、国内外からの観光旅客が文化についての理解を深めることに資するよう当該文化資源の解説及び紹介をするとともに、当該文化資源保存活用施設の所在する地域に係る文化観光の推進に関す

(9) 「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律案（内閣提出第19号）に関する資料」（衆議院調査局文部科学調査室、令和2年3月）9頁。

る事業を行う者（文化観光推進事業者）と連携することにより、当該地域における文化観光の推進の拠点となるもの（同条第2項）

主に想定される施設は、博物館、美術館及び寺社仏閣等であるが、本規定及び主務省令の条件を満たせば、それ以外の施設でも文化観光拠点施設になり得る。また、文化観光の推進に関する事業を行う者は、観光協会、観光地域づくり法人（DMO）や民間の旅行会社等が想定される。

3) 「文化観光拠点施設機能強化事業」：文化資源保存活用施設の文化観光拠点施設としての機能の強化に資する事業であって、次に掲げるもの⁽¹⁰⁾（同条第3項）。

- ・ 文化資源保存活用施設における文化資源の魅力の増進に関する事業（第1号）
- ・ 文化資源保存活用施設における情報通信技術を活用した展示、外国語による情報の提供その他の国内外からの観光旅客が文化についての理解を深めることに資する措置に関する事業（第2号）
- ・ 文化資源保存活用施設に来訪する国内外からの観光旅客の移動の利便の増進等に関する事業（第3号）
- ・ 文化資源保存活用施設が保存及び活用を行う文化資源に関する工芸品、食品その他の物品の販売又は提供に関する事業（第4号）
- ・ 国内外における文化資源保存活用施設の宣伝に関する事業（第5号）
- ・ 上記事業に必要な施設又は設備の整備に関する事業（第6号）
- ・ その他文化資源保存活用施設の文化観光拠点施設としての機能の強化に資する事業として主務省令で定めるもの（第7号）

(10) 検討会議まとめにおける具体例としては、①文化資源に関する詳細な調査研究の着実な実施、展示内容の更新、デジタルアーカイブ化も含む所有するコレクションの充実、他の文化施設等との交流を通じた展示品等の貸与、②歴史的、文化的背景のわかりやすい解説・紹介、映像により理解を深めるコンテンツの充実、VR（仮想現実）やAR（拡張現実）を活用した体験型の展示、多言語での展示解説、オーディオガイドの導入、通訳案内士の活用、ガイドツアーの導入、③様々な交通手段（鉄道、バス、タクシー、旅客船、航空等の公共交通、レンタカー、自転車、徒歩、自家用車等）を活用した移動、チケットをネットで購入できるシステムや開館時間の延長、④ミュージアムカフェやミュージアムショップ等の充実、鑑賞に加えて文化観光拠点施設内やその周辺での飲食、買い物、休憩など、⑤海外への宣伝について多くの知見を持つJNTO等との連携による積極的な海外へのデジタルを含めた情報発信及び海外プロモーション、⑥多言語による情報提供、Wi-fiの設置、キャッシュレス、バリアフリーが挙げられている。

4) 「地域文化観光推進事業」：文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に資する事業であって、次に掲げるもの（同条第4項）。

- ・ 地域における文化資源の総合的な魅力の増進に関する事業（第1号）
- ・ 地域内を移動する国内外からの観光旅客の移動の利便の増進等に関する事業（第2号）
- ・ 地域における文化観光拠点施設その他の文化資源保存活用施設と飲食店、販売施設、宿泊施設その他の国内外からの観光旅客の利便に供する施設との連携の促進に関する事業（第3号）
- ・ 国内外における地域の宣伝に関する事業（第4号）
- ・ 上記事業に必要な施設又は設備の整備に関する事業（第5号）
- ・ その他文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に資する事業として主務省令で定めるもの（第6号）

（3）基本方針の策定

主務大臣は、後述の「拠点計画」及び「地域計画」の認定の基準等を示すため、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する基本方針を定めることとし（第3条第1項）、基本方針には、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進の意義及び目標に関する事項（同条第2項第1号）、文化観光拠点施設機能強化事業に関する基本的な事項（第2号）、地域文化観光推進事業に関する基本的な事項（第3号）、拠点計画の認定に関する基本的な事項（第4号）、地域計画の認定に関する基本的な事項（第5号）、関連する文化の振興に関する施策及び観光の振興に関する施策との連携に関する基本的な事項（第6号）、その他文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する重要事項（第7号）について定めることとした。

そして、主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない（同条第3項）、基本方針を策定又は変更したときは、遅滞なく公表しなければならない（同条第4項）。

なお、本法における主務大臣は、文部科学大臣及び国土交通大臣である（第22条第1項）。

(4) 拠点計画

1) 申請

文化資源保存活用施設の設置者は、基本方針に基づき、主務省令で定めるところにより、文化観光拠点施設機能強化事業を実施しようとする文化観光推進事業者と共同して、その設置する文化資源保存活用施設の文化観光拠点施設としての機能の強化に関する計画（拠点計画）を作成し、主務大臣の認定を申請することができる（第4条第1項）。

拠点計画には、当該文化資源保存活用施設の文化観光拠点施設としての機能の強化に関する基本的な方針、拠点計画の目標、前号の目標を達成するために行う文化観光拠点施設機能強化事業の内容、実施主体及び実施時期、文化観光拠点施設機能強化事業を行うのに必要な資金の額及びその調達方法、計画期間、その他主務省令で定める事項を記載するものとした（同条第2項各号）。

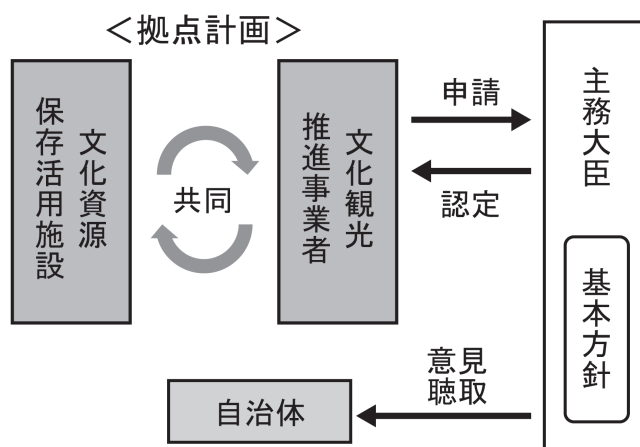
2) 認定、報告徴収、認定取消

主務大臣は、拠点計画の認定申請があった場合、当該申請に係る拠点計画が、基本方針に照らして適切なものであること、当該拠点計画の実施が当該文化資源保存活用施設の文化観光拠点施設としての機能の強化に寄与するものであると認められること、円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであることの各要件に適合すると認められるときは、その認定をするものとした（同条第3項）。

主務大臣は、拠点計画の認定をしようとするときは、あらかじめ、当該拠点計画に係る市町村及び都道府県の意見を聴かなければならないこととし（同条第4項）、認定をしたときは、当該認定に係る拠点計画の内容を公表するものとした（同条第5項）。

主務大臣は、拠点計画の認定を受けた者に対し、実施状況について報告を求めることができ（第6条）、認定拠点計画が認定要件に適合しなくなると認めるときは、その認定を取り消すことができる（第7条）。

【拠点計画の申請・認定のイメージ】



出所：文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律案の概要

3) 認定拠点計画に基づく事業に対する特別の措置

本法は、文化観光拠点施設機能強化事業を行おうとする者が認定拠点計画に基づく事業の実施について、観光旅客の移動の利便の増進を図る事業の実施に当たっての道路運送法、海上運送法その他の関係法律に基づく手続について特例を設けた。

まず、認定拠点計画に基づいて電車・バス・フェリー等の共通乗車船券の運賃・料金の割引を行う場合、本来は各運送事業者が個別に国土交通大臣に届出をしなければならないところ、当該運送事業者が共同して国土交通大臣にその旨の届出を一括して行うことにより、各運送事業者が各法に基づく届出をしたものとみなされることとした（第8条）。

次に、道路運送法の特例を設け、認定拠点計画に基づいて運送事業者が乗合バスの運行回数の増加等を行う際、当該乗合バスに係る事業計画又は運行計画の変更について、本来は認可を受け又は届出を行わなければならないところ、国土交通大臣にその旨を事後に遅滞なく届け出ることによって足りることとした（第9条）。

また、海上運送法の特例を設け、旅客定員12人以下の船舶による航路事業の開始手続について、本来は事前の届け出を要するところ、拠点計画に記載し認定を受けることで届出をしたものとみなすこととし（第10条第1項）、旅客定員13人以上の船舶運行回数の増加等に係る認可又は事前届け出については、国土交通大臣にその旨を事後に遅滞なく届け出ることによって足りることとした（同条第2項）。

(5) 地域計画

1) 協議会

市町村又は都道府県は、単独で又は共同して、当該市町村又は都道府県の区域内について、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進を図るために必要な協議を行うため、当該市町村又は都道府県のほか、文化観光拠点施設等の設置者や文化観光推進事業者、関係する住民、学識経験者等によって構成される協議会を組織することができることとした（第11条）。

協議会の設置主体は市町村又は都道府県としているが、当該市町村又は都道府県において協議会が設置されていない場合、文化観光拠点施設又は文化観光拠点施設になろうとする文化資源保存活用施設の設置者は、市町村又は都道府県に対し協議会の組織を要請することができることとした（同条第3項）。

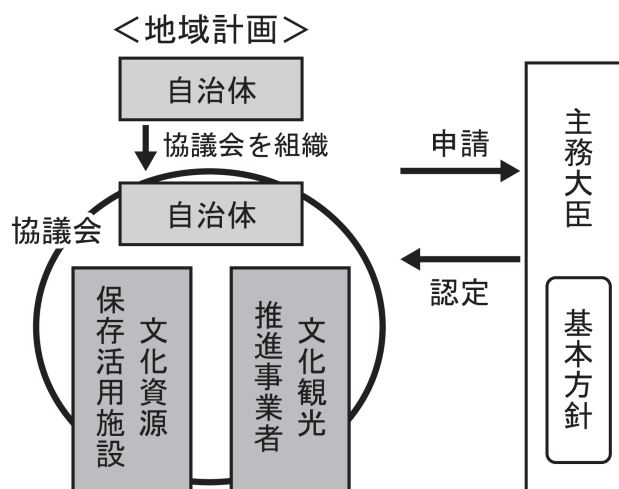
市町村又は都道府県は、協議会を組織したときは、その旨を遅滞なく公表しなければならない（同条第4項）。協議会の組織が公表されたとき、文化観光拠点施設等の設置者又は文化観光推進事業者は、自己を協議会の構成員として加えるよう市町村又は都道府県に対し申し出ることができる（同条第5項）。この場合において、申出を受けた市町村又は都道府県は、正当な理由がある場合を除き、当該申出に応じなければならない（同条第6項）。

2) 申請

協議会において、基本方針に基づき、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に関する計画（地域計画）を作成したときは、市町村又は都道府県、中核とする文化観光拠点施設の設置者及び地域文化観光推進事業の実施主体である文化観光推進事業者は、共同で、主務大臣の認定を申請することができる（第12条第1項）。

地域計画には、地域計画の区域、中核とする文化観光拠点施設の名称及び位置、計画区域における文化観光拠点施設を中核とした文化観光の総合的かつ一体的な推進に関する基本的な方針、地域計画の目標、目標を達成するために行う地域文化観光推進事業の内容、実施主体及び実施時期、地域文化観光推進事業を行うのに必要な資金の額及びその調達方法、計画期間、その他主務省令で定める事項を記載することとした（同条第2項）。

【地域計画の申請・認定イメージ】



出所：文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律案の概要

3) 認定、報告徴収、認定取消

主務大臣は、地域計画認定の申請があった場合において、当該申請に係る地域計画が、基本方針に照らして適切なものであること、当該地域計画の実施が計画区域における文化観光拠点施設を中核とした文化観光の総合的かつ一体的な推進に寄与するものであると認められること、円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであることの要件に適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする（同条第4項）。

そして、主務大臣は、地域計画を認定したときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る地域計画の内容を公表するものとする（同条第5項）。

主務大臣は、認定した地域計画が予定通り実施されているかを確認するため、計画の実施状況について報告を求めることができ（第14条）、認定地域計画が認定の基準に適合しなくなったと認められる場合は、認定を取り消すことができる（第15条第1項）。

4) 認定地域計画に基づく事業に対する特別の措置

① 文化財の登録の提案

文化財保護法に基づく文化財の登録の提案についての特例を定めた。すなわち、地域文化観光推進事業を実施しようとする市町村又は都道府県が、地域における

文化資源の総合的な魅力の増進に関する事業であって、計画区域内に存する文化財について専門的な調査を行い、当該調査に基づき必要な保存及び活用のための措置を行うものに関する事項が記載された地域計画について主務大臣の認定を受けた場合には、当該市町村又は都道府県の教育委員会（地方文化財保護審議会を置くものに限る）⁽¹¹⁾は、当該文化財であって文化財保護法の規定（第57条第1項、第90条第1項又は第132条第1項）により登録されることが適当であると思料するものがあるときは、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣に対し、当該文化財を文化財登録原簿に登録することを提案することができることとした。なお、文化財登録の提案の際には、あらかじめ地方文化財保護審議会の意見を聴かなければならない（第16条）。

② 共通乗車船券、道路運送法、海上運送法の特例

拠点計画の認定の場合と同様、地域計画の認定の場合においても、道路運送法、海上運送法その他の関係法律に基づく手続についての特例を認めることとし、拠点計画における特例に関する規定（第8条から第10条）を準用することとした（第17条）。

拠点計画と地域計画はそれぞれ独立したものであるが、両方が策定される場合には整合性がとれたものである必要がある。そのため、地域計画を策定する協議会において、必要に応じて拠点計画の策定について議論することも考えられる。2020年11月時点において、拠点計画が15、地域計画が10の合わせて25の計画が認定を受けている⁽¹²⁾。

（6） 国等の援助

1） 国等の援助及び連携

国及び地方公共団体は、拠点計画又は地域計画の認定を受けた者に対し、計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な助言等を行うように努めなければならないとし、さらに、国、地方公共団体、文化資源保存活用施設の設置者及び文化観光推進事業者は、拠点計画又は地域計画の認定の有無によらず、文化観光拠点施設を中核とし

(11) 条例を制定し、文化財の保護に関する事務を教育委員会から長に移管した地方公共団体にあつては、その長。

(12) 観光庁ホームページ（<https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001372860.pdf>） 文末資料。

た地域における文化観光の推進に関し、相互に連携を図り協力していかなければならないこととした（第18条）。

2) 独立行政法人による助言等

国立科学博物館、国立美術館、国立文化財機構及び日本芸術文化振興会の独立行政法人は、拠点計画又は地域計画の認定を受けた文化資源保存活用施設の設置者や市町村・都道府県の求めに応じ、国内外からの観光旅客が文化についての理解を深めることに資するために必要な、情報通信技術を活用した展示、外国語による情報の提供その他の国内外からの観光旅客が文化についての理解を深めることに資する措置の実施に必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならないこととした（第19条）。

3) 海外における宣伝等の措置

J N T Oは、拠点計画の認定を受けた文化観光拠点施設及び地域計画の認定を受けた計画区域について、海外における宣伝を行うほか、拠点計画又は地域計画の認定を受けた者の求めに応じ、宣伝に関する助言その他の措置を講ずるよう努めなければならない（第20条）。日本政府観光局のインフラや海外における宣伝等のノウハウを活用して、認定を受けた拠点計画又は地域計画についての情報を発信し、国外からの観光旅客の来訪を促進しようとするものである。

4) 国等による資料の公開への協力

国、国立科学博物館、国立美術館及び国立文化財機構は、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に資するため、その所有する資料を文化観光拠点施設において公開の用に供するため出品するよう当該文化観光拠点施設の設置者から求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならないこととした（第21条）。

4. 国会における審議

(1) 審議の経過

本法案は、第201回国会において、内閣提出法案第19号として提出され、衆議院の文部科学委員会及び参議院の文教科学委員会に付託された。両院の付託委員会いずれにおいても全会一致で可決され、本会議においても全会一致で可決された。法案の国会における審議経過は、以下のとおりである。

「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律案」

項 目	内 容
議案種類	閣法
議案提出回次	201
議案番号	19
衆議院議案受理年月日	令和2年2月7日
衆議院付託年月日／衆議院付託委員会	令和2年3月17日／文部科学
衆議院審査終了年月日／衆議院審査結果	令和2年3月25日／可決
衆議院審議終了年月日／衆議院審議結果	令和2年3月26日／可決
衆議院審議時党派態度	全会一致
参議院議案受理年月日	令和2年3月26日
参議院付託年月日／参議院付託委員会	令和2年4月1日／文教科学
参議院審査終了年月日／参議院審査結果	令和2年4月7日／可決
参議院審議終了年月日／参議院審議結果	令和2年4月10日／可決
公布年月日／法律番号	令和2年4月17日／18

(2) 法律案の提案理由及び内容の概要

萩生田光一文部科学大臣による法律案の提案理由及び法律案の概要は以下のとおりである⁽¹³⁾。

我が国においては、地域におけるさまざまな文化資源の保存及び活用を通じた文化による国づくりを推進するとともに、日本文化の魅力を国内外に向けて積極的に発信することに政府を挙げて取り組んでまいりました。本年開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会は、世界じゅうの注目が日本に集まる絶好の機会であ

(13) 第201回国会衆議院文部科学委員会第4号（令和2年3月18日）。

り、この機を捉えて文化の振興、観光の振興及び地域の活性化の好循環を創出するため、地域において文化についての理解を深めることができる機会を拡大し、国内外からの観光旅客の来訪を促進していくことが重要となっております。

この法律案は、このような観点から、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進するため、主務大臣が定める基本方針に基づく拠点計画及び地域計画の認定や、当該認定を受けた計画に基づく事業に対する特別の措置等について定めるものであります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明を申し上げます。

第一に、文部科学大臣及び国土交通大臣は、主務大臣として、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する基本方針を定めることとしております。

第二に、文化資源保存活用施設の設置者が、文化観光推進事業者と共同して、当該施設の文化観光拠点施設としての機能強化を図る拠点計画を作成することができるのとするとともに、市町村又は都道府県が組織する協議会において、文化資源保存活用施設の設置者や文化観光推進事業者等とともに、地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進を図る地域計画を作成することができることとし、主務大臣は、これらの計画について認定をするものとしております。

第三に、当該認定を受けた拠点計画又は地域計画に基づく事業に対して関係法律の特例措置等を講ずるほか、国等は、その所有する文化資源を文化観光拠点施設において公開することに協力するよう努めることとしております。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

(3) 主な審議内容

本法案については、法案の趣旨説明を除いて、衆議院の文部科学委員会において2回、参議院の文教科学委員会において1回の審査がそれぞれ行われた。以下では、両委員会における審査内容を争点ごとに要約することとする。

【新型コロナの影響】

- 石井浩郎委員 新型コロナウイルスの対応で文化イベントの自粛に伴う文化関係者への影響、また、インバウンドの減少で観光業界への影響が出ているときに文化観光の推進

を議論するのかという声も一部あるなか、この法案を準備しておく必要性はどこにあるのか。

- 今里讓政府参考人（文化庁次長） 現在の感染拡大防止に取り組む期間は、本法案が目指す文化観光の推進による地域の活性化に向けての助走期間として、各施設や自治体において取組の構想を検討する期間と位置付けられると考えている。具体的には、地域の現状分析や目標の設定を行った上で、文化資源の魅力の向上、多言語化、キャッシュレス、交通アクセスの充実など、事業への円滑な着手に向けて計画を検討してもらおう。文化施設や自治体から、本法案における取組を早期に行いたいという要望があり、本法案の成立後、速やかに政省令の制定、基本方針の策定を行い、文化観光を推進するための制度的な仕組みを整えたいと考えている⁽¹⁴⁾。

【本法の用いる手法の是非について】

- 吉良州司委員 他省庁、他案件についても、ほとんど類似のパターンが多い。目的を設定し、その目的を達成するために主務大臣が基本方針を定める、そして基本方針のもと、それに沿う形で計画をつくる、申請して認可されれば、補助金を含めて何らかの支援が得られる。この手法によって、本当に法案の目的が達成できると考えるか。
- 萩生田光一国務大臣（文部科学大臣） 今までなかなか国の光が当たらなかった、国が目を向けることもなかったような埋もれた施設を、地元がブラッシュアップして、みんなですべてを拠点に町づくりをしていく、文化の盛り上げをしていくということを提案してもらおうことが極めて重要だと思い、そういう提出を期待している⁽¹⁵⁾。
- 船後靖彦委員 拠点計画及び、地域計画の策定にはコンサルタントを入れて進められることもあろうが、そのような場合、認定という結果を重視し、地域の実態や要望と懸け離れた内容が盛り込まれてしまい、せっかく作って認定された計画が地域住民から浮いてしまうことになりがち。その点、地域文化の拠点となることを重視した計画策定が重要だが、拠点計画、地域計画を認定するに当たり、どのような項目、基準を考えているか。
- 萩生田大臣 説明上手な申請書が出てきて、それをもって了とするのではなくて、大事なのはやっぱり地域の盛り上がり、地域の皆さんの協力だと思う。地域の皆さん、様々

(14) 第201回国会参議院文教科学委員会第5号（令和2年4月7日）。

(15) 第201回国会衆議院文部科学委員会第6号（令和2年3月25日）。

な人たちと協力しながら是非申請書を作って、皆さんが同じ思いでその認定を待っていただくということが極めて大事だと思うので、コンサル任せの申請書をうのみをするようなことのないように、しっかりと目を配って行きたい⁽¹⁶⁾。

【観光振興等を通じた地方創生や地域経済の活性化の方策としての文化財の活用】

- 城井崇委員 文化財の保存から観光振興等を通じた地方創生や地域経済の活性化の方策として活用を推進する動きが強まる中、保存がおろそかになるのではないか。
- 萩生田大臣 文化財の保存と活用は、ともに文化財の保護には重要な柱であり、本法案に基づく文化観光の推進により更に保存と活用のサイクルをしっかりと回していくことが大事。文化財の保存に関しては、文部科学省において、文化財保護法に基づく文化財の指定や現状変更規制などの保護措置等を講じるほか、文化財の適切な周期での修理や防災対策に要する経費の支援を行い、文化財の保存が着実になされるように取り組んでいる⁽¹⁷⁾。
- 畑野君枝委員 本法案は、文化財や博物館を観光振興や地域活性化に活用しようというものだが、その活用は、文化財の確実な保存、継承や博物館の本来の機能の発揮がしっかりと確保されてこそ図られるべき。そうした趣旨を国の基本方針に反映させるべきではないか。
- 萩生田大臣 本法案における文化観光を推進していく上で、文化財の確実な保存、継承や博物館等の文化施設が本来の機能を発揮することは必要不可欠な基盤だと考えている。また、本法案は、文化の振興を起点として観光の振興と地域の活性化につなげ、これによる経済効果が文化の振興に再投資される好循環を創出することを目的として地域における文化観光を推進していくもので、これによって更にこのような基盤を強化していくことができると考えており、このような趣旨については基本方針においても盛り込んでいくことを想定している⁽¹⁸⁾。

【平成三十年の文部科学省設置法の改正との関係】

- 宮路拓馬委員 博物館行政を文化庁に移管したが、そのことにより何が変わったのか、そしてそれが今般の法改正にどう結びついたのか。

(16) 第201回国会参議院文教科学委員会第5号。

(17) 第201回国会衆議院文部科学委員会第5号（令和2年3月24日）。

(18) 第201回国会衆議院文部科学委員会第6号。

○今里政府参考人 従前、博物館に関する事務は、美術館及び歴史博物館以外は文部科学省本省が所掌していた。平成三十年の文部科学省設置法の改正により、博物館に関する事務は文化庁が一括して所管することになったことにより、文化庁において、博物館に関する横断的な政策立案が可能となり、社会教育施設としての博物館の振興を図ることが可能となった。あわせて、今回の法案にも関連して、観光、町づくり、産業等の多様な分野との連携を通じたさらなる活性化方策について、関係省庁との議論も進みやすくなった。また、博物館の制度や振興方策等を総合的に検討する場として、文化審議会に博物館部会を新設しており、そこでの議論も踏まえつつ、必要な取組を進める⁽¹⁹⁾。

【文化観光拠点施設】

○石井委員 文化観光拠点施設とは具体的にどのような施設なのか。日本が誇る文化資源には、歴史的資料や美術品などの有形のものだけではなく、例えば地域の伝統的なお祭りなどの無形のものも当然あるが、全て対象に含まれることとなるのか。また、この法案ではなぜこのような施設を中核とする必要があったのか。

○今里政府参考人 文化観光拠点施設には、歴史博物館や美術館のみならず、動物園、漫画、アニメの資料館や寺社仏閣の宝物館、お祭りなどの伝統芸能の資料館等も含まれ得る。また、有形無形の文化的所産などの文化財の保存、活用については、文化財保護法等に基づいて各種施策を講じてきたが、本法案のように、施設に着目して文化観光を推進する法律はこれまでなかった。本法案においては、魅力ある文化資源が集積して、その魅力について解説、紹介を行う施設が中核となり、その周辺地域も巻き込んだ取組を通じて文化観光の推進に当たり、これらの拠点となる施設と地域の事業者や自治体とが恒常的に連携した事業実施体制、これを構築することにより、文化観光拠点施設や周辺地域へ国内外からの観光旅客が一時的ではなく恒常的に来訪し、その経済効果が文化の振興に再投資されることで、文化、観光、地域活性化の好循環を生み出すことができると考えている⁽²⁰⁾。

【拠点計画と地域計画】

○宮路委員 今般、拠点施設となるに当たり、拠点計画と地域計画という二種類の計画が

(19) 第201回国会衆議院文部科学委員会第6号。

(20) 第201回国会参議院文教科学委員会第5号。

ある。なぜ二種類にしたのか。

○今里政府参考人 二つの取組のうち、前者、すなわち文化施設の機能強化の取組は文化施設の設置者が拠点計画を作成して取り組む、そして後者、文化施設を中核とした地域単位での総合的かつ一体的な取組は都道府県又は市町村が組織した協議会が地域計画を作成して取り組む、こういう仕組みになっており、それぞれの文化施設や地域の実情に応じて、実施主体が責任を持って取組を進めることができるような仕組みとしている⁽²¹⁾。

○畑野委員 地域計画を作成する協議会の構成員には、どのような人を想定しているのか。また、協議会を構成するに当たっては、地域住民の意向の反映や、文化財や博物館に関する学識経験者の知見を尊重するとの観点を基本方針に盛り込むべきではないか。

○萩生田大臣 地域の住民の意見や、地域の文化財や文化施設等に関する学識経験者等の知見等を反映させることによって、地域の実情を踏まえ、地域に支えられた持続可能な形での文化観光を推進していくことができると考えており、このような趣旨も基本方針にしっかり盛り込んでいくことを想定している⁽²²⁾。

○石井委員 文化観光拠点施設の定義として、文化資源についての解説、紹介や文化観光推進事業者との連携ということがその要件として定められているが、これはどういった趣旨でどういう内容を想定しているのか。

○今里政府参考人 まず、文化資源についての解説、紹介については、国内外からの来訪者が文化についての理解を深めることに資するように、例えば文化資源の魅力について歴史的、文化的背景などとともに分かりやすく伝えることとか、二次元コードなどの活用による解説、紹介のデジタル化や、高精細映像やVR等を活用した体験プログラムなどの情報通信技術の活用、我が国の文化に関する前提となる知識や理解を補って、外国人にも分かりやすい内容での多言語化などを行うことが必要となる。また、文化観光推進事業者との連携については、観光地域づくり法人、いわゆるDMO、あるいは観光協会、旅行業者等の民間事業者など、地域において文化観光の推進を戦略的に行うための企画、立案ができる者とともに多様な関係者との連携体制の構築、各種データの収集、分析、これに基づく戦略の策定、KPIの設定やPDCAサイクルの確立、国内外への情報発信などを行うことに加え、地域の交通事業者、飲食店や土産物屋、宿泊施設等の

(21) 第201回国会衆議院文部科学委員会第6号。

(22) 第201回国会衆議院文部科学委員会第6号。

関係事業者とともに共同事業の企画や実施を行うことが必要になると考えている⁽²³⁾。

【特例措置と支援策】

- 城井崇委員 共通乗車船券について、既に外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律第六条等において同様の仕組みが運用されているのに、なぜ今回の措置の提案に至ったのか。
- 和田政宗（国土交通大臣政務官） 国際観光振興法では外国人観光客を対象とする手続の緩和が措置されているが、本法案では、文化観光拠点施設への交通アクセスの改善を図る場合には、日本人も含めた内外の観光客を対象とする手続の緩和が措置されることになる⁽²⁴⁾。
- 宮路委員 国の支援措置の中で、国等による文化資源の公開への協力ということが掲げられているが、その具体的な内容はなにか。
- 今里政府参考人 本法案では、国や国立博物館に対して、その所有する文化資源を地域の文化観光拠点施設において公開するよう求められた場合にはこれに協力する努力義務を規定している。これにより、例えば、国や国立博物館の所有する各地域ゆかりの土器などの出土品、旧大名家に伝わる調度品等の文化資源を各地の文化観光拠点施設で見ることができ、当該施設にある展示品とともに、地域ゆかりの文化資源の魅力を高めることにつながる。なお、令和二年度予算案では、国際観光旅客税を活用した事業として、国等有する地域ゆかりの文化財等を活用し、地域の歴史、文化を魅力的に発信する地方博物館の取組を支援することとしており、本法案で認定された拠点計画又は地域計画に基づく取組である場合には、補助率のかさ上げを行うことが可能である⁽²⁵⁾。
- 宮路委員 国からの支援措置の中で、日本政府観光局、いわゆるJNTOによる海外宣伝等があるが、その具体的な内容はなにか。
- 村田茂樹政府参考人（観光庁観光地域振興部長） 本法案における拠点計画や地域計画の認定を受けた文化観光拠点施設や地域に関しては、海外各地に事務所を多数有するなどネットワークを有する日本政府観光局、JNTOにおいて、ウェブサイトやSNS等を活用した情報発信とか、現地旅行会社によるツアーの造成を促すための旅行会社の招請や商談会、また海外メディアによる情報発信を働きかけるためのメディア招請などの

(23) 第201回国会参議院文教科学委員会第5号。

(24) 第201回国会衆議院文部科学委員会第5号。

(25) 第201回国会衆議院文部科学委員会第6号。

海外宣伝を行うように努めることとしている。文化観光拠点施設や地域については、このような効果的な海外宣伝を行うことで、文化観光拠点施設や地域に対する外国人旅行者の来訪を促進して行きたいと考えている⁽²⁶⁾。

○横沢高德委員 令和二年度予算には、本法律案で認定された拠点計画、地域計画に基づく事業に対しての支援を行う新規事業として博物館クラスター推進事業が計上されている。一方、文化庁は、平成三十年度及び令和元年度にも同趣旨の事業を計上し、観光振興、多言語化による国際発信、ユニークベニユーの促進など、博物館を中核とした文化集積地区、クラスターの創出に向けての支援を行ってきた。従来予算事業を充実させていくのではなく、あえて本法律案を提出する必要性は何なのか、従来予算事業には何の問題があったのか。

○今里政府参考人 従来取組を本法案と相まって更に進めるために、新たな博物館等を中心とした文化クラスター推進事業を、この法案により認定が行われた拠点計画、地域計画での取組に対して支援をすることを考えている。既存事業から支援対象経費を拡充した点について説明すると、新たに文化資源の磨き上げとかWiFi、キャッシュレスの整備、学芸員等の確保、バリアフリー、展示改修等の整備等について支援を従前より上乘せして行えるというところである⁽²⁷⁾。

○水岡俊一委員 どのように学芸員を確保しようとしているのか、その学芸員の育成にどのように関わってきているのか。

○今里政府参考人 文部科学省では、従来から、学芸員を始めとした人材の育成確保などに向けた取組として学芸員の資質向上のための各種の研修事業等を実施しているが、令和二年度からは、こうした人材育成に係る予算や内容面について拡充をして実施していく。具体的には、博物館の人材育成に関する経費、昨年、令和元年度予算では一千三百万円であったが、これを約四倍の五千六百万円とし、拡充した予算を組んでいる。そして、これを活用して、従来から取り組んできた中堅学芸員、新任博物館館長、博物館マネジメント層、教育普及活動向けなどの多様な研修を実施するほか、令和二年度からは若手学芸員等の海外研修事業の対象人数や期間を拡大。具体的には、令和元年度はその人数が二名から五名程度であったところが、令和二年度は予算上五名から十名を派遣する、そして期間については、令和元年度一か月から三か月程度としていたのを三か月か

(26) 第201回国会衆議院文部科学委員会第6号。

(27) 第201回国会参議院文教科学委員会第5号。

ら一年の期間とするという形に拡充して、派遣期間中の人的な補填も行うなど、多様なニーズに対応した人材育成に努めていく。また、このような予算の事業を進めつつ、平成三十年十月の文化庁の組織再編に伴い、従前、美術館及び歴史博物館のみが所管であったものを博物館全体の所管を文化庁に一元化したことを踏まえて、昨年十一月、文化審議会に新たに博物館部会を設置した。この博物館部会において総合的な博物館の振興方策の検討に着手したところで、そこでの検討も踏まえて、学芸員などの人材育成も含めた今後の博物館支援策を講じて行きたい⁽²⁸⁾。

(4) 附帯決議

参議院文教科学委員会においては、自由民主党・国民の声、立憲・国民、新緑風会・社民、公明党、日本維新の会、日本共産党及びれいわ新選組の各派共同提案による附帯決議案が提出され、全会一致で採択された。その内容は以下のとおりである⁽²⁹⁾。

文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律案に対する附帯決議（案）

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、本法に基づく博物館等に対する財政的支援が、文化観光を推進する少数の拠点への集中的な支援であることを踏まえ、我が国全体の博物館等を広く下支えする財政的支援にも努め、文化芸術の保存、継承や発信、社会教育等といった博物館の基本的機能の維持向上を図ること。
- 二、国、地方公共団体及び本法に定めのある独立行政法人は、本法における計画の認定を受けた者に対する助言その他の援助等にとどまらず、我が国の博物館等の振興のため、広く一般の博物館等からの助言等の求めに対し、可能な限り応じるよう努めること。特に博物館等の社会教育施設が国民の知る権利、思想・表現の自由に資する施設であることに鑑み、格段の配慮をすること。
- 三、文化観光拠点施設の機能強化を図る上で、文化財の価値等を分かりやすく説明できる学芸員等の育成・配置が重要であることを踏まえ、我が国の文化活動の基

(28) 第201回国会参議院文教科学委員会第5号。

(29) 第201回国会参議院文教科学委員会第5号。

盤を担う人材の育成・確保等に向けた更なる研修制度の充実、社会的地位の向上及び雇用の安定等の処遇改善に努めること。

四、本法における共通乗車船券や道路運送法の特例等の認定拠点計画及び地域計画に対する特例措置及び支援については、既存の法律及び予算によって対応が可能と考えられるものもあることに鑑み、国は、本法に係る予算の執行等に当たり、政策の重複による税金の無駄遣いとならないよう十分留意すること。

五、本法は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした文化観光の推進という目標を掲げているものの、同大会が延期されたことに鑑み、本法の成立に期待をかける地方公共団体や文化観光拠点施設等の関係者の要望を勘案しつつ、十分な配慮と責任を持った判断に基づき、本法の施行に向けた万全の準備に取り組むこと。

六、本法に基づき文化観光推進施策を進めるに当たっては、主務大臣である文部科学大臣と国土交通大臣による緊密な連携が不可欠である。さらに、地域の要望に適切に応えるためには、本法に関連する各種事業に係る企画立案業務に関して、環境省、警察庁、経済産業省など、幅広い省庁との調整等を遺漏なく行うことが必要であることから、効果的・効率的な事務遂行と必要な体制整備のため、政府において特段の配慮を行うこと。

5. おわりに — 地方公共団体への影響など —

本法において、地方公共団体に対して新たに義務付けをするような仕組みは存在しない。しかし、本法の定める各種特例措置の適用や国からの援助を受けるためには、国が定める基本方針に沿って拠点計画及び地域計画を策定し、国の認定を受けなければならない。このような、国の基本方針に基づいた手上げ方式の手法というものは、近年、多くの法律において用いられている。義務付けではなく、あくまでも手を挙げるかどうかは地方公共団体の選択であることから、一定程度分権改革の観点からの検証を回避することができ、比較的容易に導入できる仕組みと考えられる。このような手法については、新たな集権のツールとなっているのではないかと、そして地方公共団体間の格差の発生・拡大、地方公共団体の事務処理能力の限界、コンサルタント費用の増加など負の側面があることを忘れて

はならない。資源配分及び効率性、そしてその効果について総括する必要性がある。またその結果を、今後の立法政策に反映していくことが重要になると思われる。

冒頭で述べたように、近年の文化行政をめぐる動きは、明らかに「文化財の保護」から「文化財の観光資源としての活用」へとシフトしている。本法も文化財を観光資源として活用し経済効果を産み出し、それを文化の振興に再投資するという好循環を創出することを目的としている。ところが、本法においては、「文化財の観光資源化」の仕組みは設けられているが、「文化振興への再投資」の仕組みについては全く言及されていない。運用によっては、文化財が観光資源として消耗していく、または観光資源としての価値のある文化財は保存されるがそうでないものは置き去りにされてしまうということにもなりかねない。このような懸念については、地方公共団体の一般行政部門だけでなく、従来から文化財保護の中核を担ってきた教育委員会などの教育行政部門の果たす役割が依然として重要であると言わざるを得ない。

最後に、本法は、当初、2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした文化観光の推進という目標を掲げていた。ところが、法案の国会審議の最中に同大会の延期が決定された。また新型コロナが猛威を振るうなか、既存の観光施設・産業も大きなダメージを受けている。このような状況のなかで、法案成立を急ぐ必要性があるのかという疑問も出されていた。このような指摘に対して、政府側は、「文化観光の推進による地域の活性化に向けての助走期間として、各施設や自治体において取組の構想を検討する期間」⁽³⁰⁾と位置付けているとしている。確かに、本法の想定する文化観光の推進が2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会をきっかけに訪日する観光客のみを対象とするものではない。近年、訪日外国人旅行者数が急増しており、またその観光ニーズも多様化してきているなか、そのような情勢に対応するための内容でもある。一方、ポストコロナ時代における観光産業の行方が不透明な状況であり、地方公共団体としてもポストコロナ時代を見据えた観光戦略の見直しを迫られる状況である。このような状況下において、本法の定める各種の仕組みがどのように活用され、実際に効果を上げることができるかについて、今後の地方公共団体の対応及びその結果に注目したい。

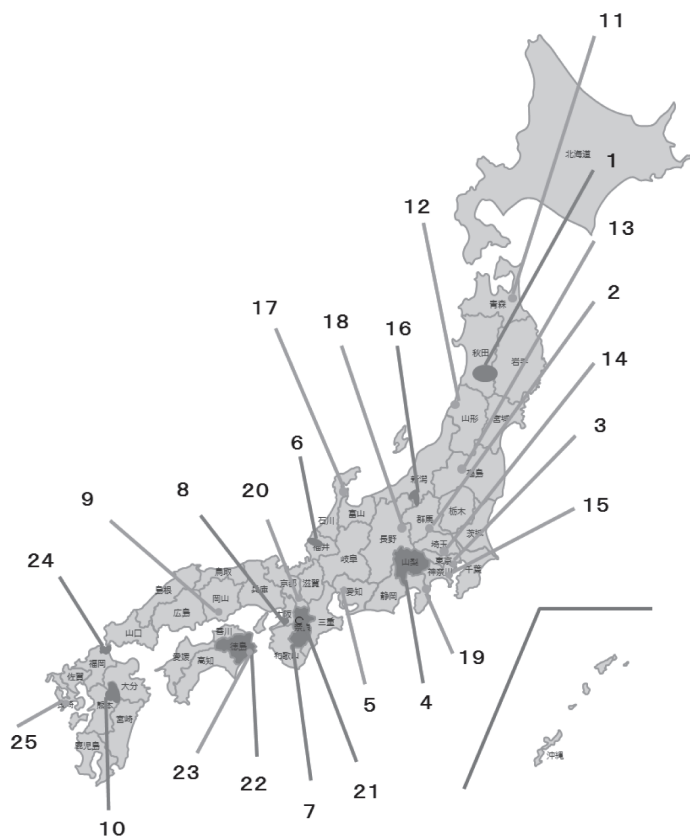
(こん ぎぼぶ 愛媛大学法文学部教授)

(30) 第201回国会参議院文教科学委員会第5号。

【資料】

文化観光推進法 認定計画（25計画）R2年11月時点

別紙1



認定	番号	計画	文化観光拠点施設
令和2年 8月12日	1	地域	横手市増田まんが美術館
	2	拠点	群馬県立歴史博物館
	3	拠点	TERRADA ART MUSEUM (仮称)
	4	地域	山梨県立美術館、平山郁夫シルクロード美術館、中村キースヘリング美術館、清春芸術村
	5	拠点	徳川美術館
	6	地域	福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館、特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡
	7	地域	奈良国立博物館、奈良県立美術館、奈良県立民俗博物館、奈良県立橿原考古学研究所附属博物館、奈良県立万葉文化館、なら歴史芸術文化村
	8	地域	堺市博物館、さかい利晶の杜、堺伝統産業会館
	9	拠点	大原美術館
	10	地域	阿蘇火山博物館
令和2年 11月18日	11	拠点	十和田市現代美術館
	12	拠点	公益財団法人本間美術館
	13	拠点	福島県立博物館
	14	拠点	角川武蔵野ミュージアム
	15	拠点	横浜美術館
	16	地域	十日町市博物館、越後妻有交流館キナーレ、まつだい雪国農耕文化村センター、越後松之山「森の学校」キョロロ、十日町市清津峡渓谷步道トンネル
	17	拠点	和倉温泉お祭り会館
	18	拠点	MMoP 御代田写真美術館 (仮称)
	19	拠点	MOA美術館
	20	拠点	琵琶湖疏水記念館
	21	地域	飛鳥宮跡、飛鳥京跡苑池、飛鳥水落遺跡、酒船石遺跡、石舞台古墳、牽牛子塚古墳、中尾山古墳、キトラ古墳、高松塚古墳
	22	地域	徳島県立博物館、徳島県立阿波十郎兵衛屋敷、阿波おどり会館、藍住町歴史館藍の館、徳島県立大鳴門橋架橋記念館（渦の道）
	23	拠点	日和佐うみがめ博物館カレッタ
	24	地域	北九州市立自然史・歴史博物館、北九州市立新科学館 (仮称)
	25	拠点	軍艦島デジタルミュージアム

出所：文化庁ホームページ

(https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/bunkakanko/pdf/92656701_01.pdf)